

女性活躍推進法に基づく「男女の賃金の差異」にかかる情報

公表日：令和7年6月1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	70.9%
正職員	81.1%
パート・有期職員	85.9%

対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

賃金：基本給、超過勤務に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

パート・有期職員：セカンドキャリア、パートナー、准職員、パート、アルバイトで、派遣職員は除く。